

チェック・トランケーション—電子手形交換所—を巡る わが国の現状と分析の新たな枠組み

京都大学大学院 河野憲嗣

チェック・トランケーションとは銀行間の手形交換業務に電子化や情報通信の技術を用いることで抜本的に業務プロセスを合理化する取り組みのことである。欧米やアジアの主要国では既にチェック・トランケーション導入が推進されているが、わが国では全国銀行協会が2002年末から導入検討を凍結したまま現在に至っている。

元来わが国ではチェック・トランケーションを対象とした成果は実務面のみならず学術面においても極めて限られている。その理由は決済という研究対象が学際的な性質を有していること、チェック・トランケーションを含めた決済システムが概して銀行の背後にあって一般に理解されにくい存在であること、決済システムは理論先行でなく実務が中心となって形成された機能であること、決済システムの運営には経営責任をもった当事者が明確に存在しないことなどである。こうした状況にあって学術的アプローチの嚆矢は後藤紀一[1986]や金融法務研究会[2000]など法学の分野である。

サーベイを通じて認識されるのは、決済システムがすでに構築された状態を前提としている点である。決済システムを一つの組織体と認識して、その盛衰や効率的な運営についてダイナミックに分析する視点はかつてみられなかった。そこでチェック・トランケーション導入を推進する電子手形交換所をひとつの事業主体と考え、電子手形交換所と同じような銀行間決済システムが存在する世界をひとつの業界—例えば決済ネットワーク業界とも呼ぶべき—と認識することを前提とした議論の枠組みを提示する。チェック・トランケーションを議論する際にこのフレームワークを取り入れることで、例えば決済ネットワークの世界でも衰退業界と目されている手形交換業務を評価しなおすことが可能となり、チェック・トランケーション導入の可能性の高まりが示唆される。

しかし真の課題はチェック・トランケーション導入を実践のなかで改めて問い直すことにある。電子手形交換所設立の是非を論じるべき現場が検討凍結を解除して再検討した結果について社会の評価を仰ぐことこそが現時点における最大の課題である。